

充実の補償内容と安心のサポート

# 自動車共済



## 相手への賠償 賠償共済

示談交渉  
サービス付

たとえば…  
事故で他人に  
ケガを負わせ、  
相手自動車も  
壊れた!

## ご自身と ご家族の補償 傷害共済

人身傷害共済  
搭乗者傷害共済

たとえば…  
事故で  
同乗した家族が  
ケガをした!

事故解決まで責任を  
もって対処します

## お車の補償 車両共済

補償範囲により3タイプ  
から選択できます

たとえば…  
当て逃げされた!  
運転ミスで車を  
壊した!



## プラスの安心 その他の 補償・特約

弁護士費用等  
担保特約ほか

たとえば…  
家族が横断中  
信号無視のバイクに  
はねられた!

たとえば…  
バッテリーが  
あがった、路上で  
パンクした!



## ロードサービス 0120-80-6324

24時間・365日  
フリーダイヤル  
(通話料無料)

 **今すぐお電話を! お見積もり無料です!!**

お見積もりの際には、現在ご契約の自動車保険証券をお手元にご用意ください。

 **西日本自動車共済**

## 相手への賠償

他人にケガをさせたり、他人の車やモノを壊してしまったとき



## 対人賠償共済

自動車事故により、歩行者や他のお車に乗車中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負ったとき、被害者1名ごとご契約金額を限度に対人賠償共済金をお支払いします。  
(ただし、自賠責共済(保険)で支払われる部分を除きます)



## 対物賠償共済

自動車事故により、他人の財物(自動車・家屋・家財・商品等)を損壊し、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1事故につき、ご契約金額を限度に対物賠償共済金をお支払いします。



## 無料 示談交渉サービス

人身事故・物損事故とも、相手方への賠償金のお支払いに関する交渉は当組合にお任せください。



**!** お客様に法律上の損害賠償責任がない場合など、当組合が示談交渉をすることができない場合があります。

## 臨時費用担保特約

ご契約者に損害賠償責任がある対人賠償事故で、被害者が死傷されたとき、見舞費用等として共済金をお支払いします。



## 対物事故の超過修理費担保特約

対物賠償共済金が支払われる事故で、事故相手のお車の修理費が時価額を超える場合に、時価額を超過する修理費について50万円を限度に過失割合に応じて共済金をお支払いします。



## ご自身とご家族の補償

事故により、ご契約者やそのご家族が死傷されたとき



## 人身傷害共済

自動車事故により、ご契約のお車または「他の自動車」に搭乗中や、歩行中などに死傷された場合、自動車共済普通共済約款の人身傷害条項損害額基準により算出された共済金をお支払いします。  
お支払いの対象となる事故の範囲は、お選びいただくご契約タイプ(下表)によって異なります。

**!** ご契約者ご本人やそのご家族の歩行中の事故でも補償  
※法人契約は、「ご契約車搭乗中のみ補償」タイプのご契約となります。

○:補償します X:補償しません

共済金をお支払いする損害	ご契約車搭乗中の事故	「他の自動車」搭乗中の事故	歩行中、自転車乗車中の事故
ご契約のタイプ			
一般の人身傷害補償	○	○	○
ご契約車搭乗中のみ補償	○	X	X

## 人身傷害共済で、ご契約者の過失分も含めて全額補償

自動車事故で負ったケガなどの総損害額(総損害額の認定は人身傷害条項損害額基準に基づき、当組合で行わせていただきます)を、ご契約金額の範囲内でまとめて補償します。

## 事故相手との面倒な交渉は不要

示談交渉の経過や結果に関係なく、当組合がご契約者の総損害額に対し直接、共済金をお支払いします。

## 搭乗者傷害共済

ご契約のお車に搭乗中の方(運転者を含みません)が事故により、事故発生日からその日を始めて180日以内に死傷されたり、身体に後遺障害が生じた場合に共済金をお支払いします。



※医療共済金は「部位・症状別払」となります。

## 自損事故危険担保特約

電柱などとの衝突、崖からの転落など、ご契約のお車の運転者・同乗者が死傷された場合で、自賠責共済(保険)や人身傷害共済から補償が受けられない場合に共済金をお支払いします。

## 無共済車傷害危険担保特約

相手方が不祥、無共済(無保険)自動車との事故で、ご契約のお車の運転者・同乗者が死亡または後遺障害が生じた場合で、相手の方から十分な補償が得られないときに共済金をお支払いします。

### マークの説明

**!** 自動的にセットされます。

**8車種** 自家用8車種に適用されます。

**!** 注意事項

1ご契約者で所有・使用のお車を1台~9台ご契約のお客様に適用されます。

**+** ご希望によりセットできます。

**3車種** 自家用3車種に適用されます。

**!** 免責事項

自家用乗用車			自家用小型貨物車	自家用軽四輪貨物車	自家用普通貨物車 (最大積載量0.5t以下)	自家用普通貨物車 (最大積載量0.5t以下)	特種用途自動車 (キャンピング車)
普通	小型	軽四輪					
自家用3車種							
自家用8車種							

# お車の補償

ご契約のお車が事故で壊れてしまったとき



## 車両共済

衝突・接触等の偶然な事故により、ご契約のお車に損害が生じた場合に共済金をお支払いします。

車両共済でお支払いの対象となる事故の範囲は、3つのご契約タイプからお選びいただけます。

○:補償します X:補償しません

共済金をお支払いする損害	ご契約タイプ		
	一般車両	車対車+危険限定	車対車
車同士の事故 (衝突・接触)	○	○ (条件付)	○ (条件付)
積載物との事故 (衝突・接触)	○	○ (条件付)	○ (条件付)
自転車との事故 (衝突・接触)	○	X	X
飛来物・落下物との衝突	○	○	X
火災・爆発	○	○	X
盗難	○ (注)	○ (注)	X
落雷・いたずら・窓ガラス破損	○	○	X
台風・たつ巻・高潮・こう水	○	○	X
墜落・転覆	○	X	X
おて逃げ (相手車不明)	○	X	X
車庫入れ失敗	○	X	X
電柱・ガードレール 衝突・接触	○	X	X

(条件付) 事故相手の自動車の登録番号等、所有者、運転者等が確認できた場合に共済金をお支払いします。

(注) ご契約のお車が二輪自動車および原動機付自転車の場合、盗難による損害に対して共済金をお支払いしません。

### オプション 車両新価共済特約 自家用8車種

ご契約のお車が事故で全損、または大きな損害(新車価格相当額の50%以上の損害)が生じ、代替自動車を取得または協定共済金額を超えて修理する場合に、新車共済金額(※)を限度に共済金をお支払いします。

※ご契約締結時に新車の市場販売価格相当額をご契約のお車の価格として協定します。

### オプション 車両事故の超過修理費担保特約 自家用8車種

ご契約のお車が事故により損害を受け、その修理費用が車両共済金額を上回る場合、車両共済金額を超過する修理費用について、50万円を限度に共済金をお支払いします。

# その他の補償・特約

臨時借用自動車を運転中に事故を起こしてしまったとき、など



## 借用、代替自動車による事故の補償に関する特約

<p><b>個人</b> 個人契約の場合 <span style="background-color: #f4a460; padding: 2px;">自家用8車種</span></p>	<p><b>+</b> <b>他車運転危険担保特約</b></p> <p>ご契約者とそのご家族が、他人の自動車を臨時に借用して運転中に生じた事故による損害・傷害に対し、ご契約者の自動車共済契約からご契約のお車を運転中の事故と同様の契約条件で共済金をお支払いします。</p>
<p><b>法人</b> 法人契約の場合</p>	<p><b>+</b> <b>臨時代替自動車担保特約</b></p> <p>ご契約のお車を車検・修理・点検・整備等のため修理工場等に入庫の間、代替自動車を運転中に生じた損害・傷害に対し、ご契約のお車の条件で共済金をお支払いします。</p>

## 原付による事故の補償に関する特約

### オプション 原動機付自転車に関する特約 自家用8車種

ご契約者とそのご家族が125cc以下の原付(借用原付を含む)を運転中の事故について、ご契約の自動車共済契約から共済金をお支払いします。

※2つのご契約タイプ(人身傷害あり・人身傷害なし)のいずれかをお選びいただけます。



## ご契約車の入替時の補償に関する特約

### オプション 被共済自動車の入替に関する自動担保特約

ご契約のお車を渡車・譲渡等により新規取得自動車へと入れ替える際、入替自動車の取得日の翌日から30日以内に当組合へ入替の承認請求を行うなど所定の条件をみたした場合には、入替自動車を被共済のお車とみなして共済金をお支払いします。



## 被害事故による損害賠償請求費用等に関する特約

### オプション 弁護士費用等担保特約

当組合がお客様に代わって示談交渉ができないときなどにお役に立ちます。

ご契約者が自動車事故により死傷されたり、所有財物に被害を受けた場合、法律上の損害賠償請求のために弁護士等費用や法律相談費用を負担した場合に共済金をお支払いします。



ご注意

各共済および特約では、ご契約の引受方法、契約条件、共済金お支払いの条件およびお支払金額、共済金をお支払いできない場合(免責事由)などが定められております。ご契約をご検討の際には、「総合パンフレット」、「自動車共済ご契約のしおり」でご確認いただき、ご不明の点は必ず取扱代理所へおたずねくださいますようお願いいたします。

## 運転者の範囲設定に関する特約

ご契約のお車が自家用3車種・二輪・原付(注)の場合、運転者の範囲設定に関する特約をご希望によりセットすることができます。

(注)ご契約のお車が二輪・原付の場合、セットできる特約は「運転者の年齢条件に関する特約」のみです。

## 運転者の年齢条件に関する特約

お車の運転中の事故で、運転者の年齢条件を満たす年齢の方が運転する  
場合に限り共済金をお支払いします。



※原付バイクは「年齢問わず損害」または「21歳以上限定」のお取扱いとなります。

## 運転者家族限定特約

お車を運転中の事故で、記名被共済者とその一定範囲のご家族が運転される場合に限り共済金をお支払いします。

## 運転者本人・配偶者限定特約

お車を運転中の事故で、記名被共済者とその配偶者の方が運転される場合に限り共済金をお支払いします。

## 子供運転危険担保特約

所定の条件に該当するお子様が運転中の事故について、「運転者の年齢条件に関する特約」の条件を満たさない場合であっても共済金をお支払いします。

## 臨時運転者担保特約

所定の条件に該当する記名被共済者およびそのご家族以外の臨時運転者が運転中の事故について、「運転者の年齢条件に関する特約」の条件を満たさない場合であっても共済金をお支払いします。

## 自動車共済のロードサービス

自動車共済にご加入の皆様はロードサービスを提供します。ロードサービスのご利用条件および内容につきましては、取扱代理所までおたずねください。

自動車共済ロードサービス専用  
フリーダイヤル(通話料無料)

0120-80-6324

24時間・年中無休  
※携帯電話からでもご利用いただけます。



## 事故処理サービス拠点

西日本地区に23箇所のサービスセンターを設置しております。サービスセンターに配属の事故処理専門職員が、ご契約者の事故受付、相談、共済金(自賠責共済金も含む)請求関係書類の取り揃え、作成、示談交渉を行い、責任をもって事故の解決にあたります。

自動車共済事故受付専用  
フリーダイヤル(通話料無料)

0120-242-365

24時間・年中無休  
※いつでも、全国どこからでも通話料無料でご利用いただけます。



## 西日本自動車共済協同組合

本部：〒812-0007 福岡市博多区東比恵2-15-25  
TEL.092-441-5901 FAX.092-441-5907

全国自動車共済協同組合連合会HP  
<http://www.zenjikyo.or.jp/>

## 共済金をお支払いできない主な場合

自動車共済契約では共済金をお支払いできない場合(免責事由等)が定められています。

本パンフレットでは免責事由の一部を記載しておりますので、ご契約の際には必ず取扱代理所におたずねください。

日本国外で発生した事故による損害・傷害	各共済共通
戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変・暴動による損害・傷害	
地震、噴火またはこれらによる津波による損害・傷害 核燃料物質等による事故による損害・傷害	
無免許運転、酒酔い運転、麻薬等運転で生じた事故による損害・傷害	人身傷害共済 搭乗者傷害共済 車両共済
ご契約者・記名被共済者・被共済者等の故意によって生じた損害	対人賠償共済 対物賠償共済
台風、こう水、高潮によって生じた損害	対人賠償共済 対物賠償共済
記名被共済者、被共済者もしくはご契約車を運転中の方の父母・配偶者・子の死傷により生じた損害	対人賠償共済
記名被共済者、被共済者もしくはご契約車を運転中の方の父母・配偶者・子が所有・使用する財物に生じた損害	対物賠償共済
被共済者の故意、極めて重大な過失によって生じた被共済者本人の損害・傷害	人身傷害共済 搭乗者傷害共済
被共済者の自殺行為・犯罪行為により被共済者本人に生じた損害・傷害	人身傷害共済 搭乗者傷害共済
競技・曲技・試験のために搭乗中に生じた損害・傷害	人身傷害共済
詐欺・横領による損害	車両共済
故障損害、ご契約車の欠陥・摩滅・壊しよく・さび等	
タイヤの単独損害	
ご契約車から取り外された部分品・付属品の損害、ご契約車に定着されていない付属品の損害	
法令で禁止されている改造した部分品・付属品に生じた損害	

## その他重要事項

### ご契約に際してご案内

このパンフレット(自動車共済ダイジェスト版)は、自動車共済の概要を記載したものです。ご契約の締結にあたっては必ず「重要事項説明書」をお読みください。また詳しくは、取扱代理所または当組合におたずねください。

### 組合加入資格について

当組合の組合員として加入できる方は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、その他の事業を行う小規模の事業者および小規模の事業者で構成する団体等となっております。自動車共済契約をご契約いただける方(共済契約者)は、当組合の組合員に限られます。ただし、中小企業等協同組合法に定める範囲内で組合員以外の方もご契約いただけます。自動車共済にはじめてご契約の場合には、ご契約に際して以下の出資金または員外利用料をお支払いいただきます。出資金および員外利用料は、ご契約いただくお車の台数に関係ありません。

- 組合員資格者の場合……………出資金(1口1,000円)
- 組合員資格者以外の場合……………員外利用料

### 信用リスクについて

- 当組合は、当組合が会員となっている「全国自動車共済協同組合連合会」と再共済契約を結ぶことにより、リスクの分散体制をとっています。
- 当組合は、異常災害等の事由により損失金を補てんできなかったときは、総代会の議決を経て、共済金を削減または共済掛金を追徴する場合があります。

### ●お問い合わせ先(取扱代理所)

神戸市灘区水道町1丁目24番地  
社団法人西日本自動車共済協同組合  
5533番